

軽自動車税障害減免について令和2年度より対象区分を定めましたのでお知らせいたします。

令和2年度より龍郷町税条例第90条について、身体障害者の障害の区分による減免の範囲を次のように定める。

身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度		
	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1（4級の1については（※注）を参照）		
聴覚障害	2級及び3級		
平衡機能障害	3級		
音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2		
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（－上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級（－下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）
心臓機能障害	1級及び3級		
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		
肝臓機能障害	1級から3級までの各級		

※（注）視覚障害のうち視力障害の認定基準は、従来の「両眼の視力の和」によるものから、「良い方の視力の和」によるものに変更になりました。

平成30年6月までの4級の1の認定基準…両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの

平成30年7月からの4級の1の認定基準…視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）

療育手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度		
	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
重度の障害を有する方（療育手帳にA1、A2と記載されている方。）			

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度		
	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち精神保健及び精神保険及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年法令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する方			

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、個々の障害が上の表に示す等級に該当しなくても、複数障害を有する場合、下記のいずれかに該当すれば減免額の対象となります。

- （1）同一の障害の区分に属する障害のみを合算し、合算した等級が上の表に示す等級（ただし、視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転又は常時介護者運転は2級以上）になる場合
- （2）下肢障害6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果合算後等級が2級以上となる場合（生計同一者及び常時介護者運転のみ）

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

(1) 2つ以上の障害が重複する場合の
障害等級は、重複する障害の合計指数
に応じて、右表により認定する。

合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11~17	2 級
7~10	3 級
4~6	4 級
2~3	5 級
1	6 級

(2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表に
より各々の障害の該当する等級の指
数を合計したものとす。

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

(注) 身体障害者手帳の交付は 1~6 級
までを対象とし、7 級単独での交付
はあり得ない。

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある
部位（機能障害が 2 か所以上あるときは上位の部位とする）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応
する指数の値を限度とする。

2 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については 1 の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として 1 の認定方法を適用してさしつかえないが、例えば神経麻痺で
起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきでなく、体幹又は下肢の単独
の障害として認定するものとする。
- (3) 聴覚障害と音声機能障害が重複する場合は、1 の認定方法を適用してさしつかえない。
- (4) 7 級の障害は、等級別指数を 0.5 とし、6 級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。

～問い合わせ先～

龍郷町役場 町民税務課
軽自動車税係

0997-62-3111（代表）内線 2224
0997-69-4513（直通）